# 第25期 第16回 定例農業委員会総会

議事録

令和6年9月25日

伊予市農業委員会

# 第25期

# 第16回定例農業委員会総会議事録

令和6年9月25日(水)午後1時30分から、農業振興センターにおいて第16回定 例農業委員会総会を開催する。

# 出席者

 農業委員会委員
 18名

 農地利用最適化推進委員
 4名

 事務局
 局長

 次長
 係長

# 議事日程

# (議案)

第59号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
第60号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
第61号	非農地判断について	1件
(報告)		
第23号	農地法第5条第1項の規定による届出について	1件
第24号	農地の使用貸借解約通知について	1件

#### 事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第16回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

# ~会長挨拶~

# 議事

# 議事録署名委員の指名

議長 (会長)

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願いいたします。

# 議案第59号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

#### 事務局

#### 1番

譲渡人	伊予郡松前町	$\bullet \bullet$	さん
譲受人	中山町出渕	$\bullet \bullet$	さん
申請地	中山町出渕●●	畑	$lacktriangledown$ $m^2$
	同じく	畑	$lacktriangledown$ $m^2$
	同じく	田	$lacktriangledown$ $m^2$

譲受人の耕作面積 ●●㎡

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ1番のとおりです。なお、農地 法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。 以上です。

#### 議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

#### ●● 推進委員

●●さんは、地元ではなく松前町に住んでおられ、農業ができないということで、隣の畑にハウスが建っておりますが、そこの●●さんにおまかせしたいということです。特段、問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はご ざいませんでしょうか。

# (質疑なし)

# 議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

#### (承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

# <u>議案第60号</u>

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

#### 事務局

#### 番号1

議案説明書は、2ページ、申請地説明図は、位置図が2ページ、現地写真は3ページをご覧ください。貸渡人は、八倉、 $\blacksquare$ のさん、借受人は、八倉、 $\blacksquare$ 0

ん。申請地は、八倉字●●、他2筆、計3筆。面積合計●●㎡。転用目的は、 ●●医院。権利の種類等は、賃借権です。

借受人は、小中学校を伊予市、高校を松山市、大学の●●を東京で過ごし大学卒業後、東京都内の●●医院で勤務をしておりました。長男のため地元に帰郷して両親の老後の面倒を見ることや、さらに●●医として地元の●●医療に貢献したいと考えておりました。今般、資金調達の目途が立ったことから適地を選定したところ、母(●●)が所有する申請地を選定し、本申請に至ったものです。

申請地は、農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済であります。申請地は八倉に位置する市街化調整区域で、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

# 議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

#### ●● 農業委員

この案件は以前、議案書、説明図にもあったように農振除外の申請があった場所でございます。私個人的には長くかかったなと思っておりまして、やっと進達ということで今日にいたりました。場所は、八倉の●●の前でして、県道の見晴らしのいいところでございます。貸渡人の●●さんと借受人の●●さんは親子関係でございます。地元の寄合の時にも挨拶をされまして地元住民も非常に喜んでおられました。何ら支障もございませんのでご審議をお願いします。以上です。

#### 議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はご ざいませんでしょうか。

これは賃貸借になっておられますが、親子で譲るということはなかったのですか。

#### ●● 農業委員

そこまでは詳しく聞いてないのですが、まだ今の時点では農地です。

#### 議長

●●才で若いからかもしれないですね。他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

#### (承認)

#### 議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2から番号5につきまして、関連がございますので事務局の一 括説明をお願いします。

# 事務局

# 番号2

議案説明書は、2ページ、申請地説明図は、位置図が4ページ、現地写真は5ページをご覧ください。賃貸人は、双海町上灘、●●さん。賃借人は、松山市枝松、●●共同企業体。申請地は、双海町上灘字●●、●●㎡。転用目的は、工事用仮設架橋。権利の種類等は、賃借権です。

●●自動車道・●●IC~●●IC 間の高速道路 4 車線化事業のため、●●株式会社(●●)の発注の「●●自動車道●●工事」を施行するに当たり、工事用仮設桟橋設置場所として、農地を一時転用すべく本申請に至ったものです。

申請地は、双海町上灘地区に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種 農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。また、一時転用期間は許可日から令和●●年●●月●●日までとなっております。

#### 番号3

●●自動車道・●●IC~●●IC 間の高速道路 4 車線化事業のため、●●株式会社(●●)の発注の「●●自動車道●●工事」を施行するに当たり、工事用

仮設桟橋設置場所として、農地を一時転用すべく本申請に至ったものです。

申請地は、双海町上灘地区に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種 農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。また、一時転用期間は許可日から令和●●年●●月●●日までとなっております。

# 番号4

続きまして、議案説明書は、3ページ、申請地説明図は、位置図が4ページ、現地写真は、7ページをご覧ください。賃貸人は、双海町上灘、●●さん、他1名。賃借人は、松山市枝松、●●共同企業体。申請地は、双海町上灘字●●、●●㎡、他3筆、合計●●㎡。転用目的は、資材置場・工事用道路。権利の種類等は、賃借権です。

賃借人は、伊予市双海町上灘において、橋梁上部工事を請け負っており、工事現場周辺の道路が狭い為、大型車両が進入可能な道を必要とし、また、工事に必要な資材を搬入して仮置きする場所も必要なため農地を一時転用すべく本申請に至ったものです。

申請地は、双海町上灘地区に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種 農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。また、一時転用期間は許可日から令和●●年●●月●●日までとなっております。

# 番号5

最後に議案説明書は、5ページ、申請地説明図は、位置図が4ページ、現地写真は、8ページをご覧ください。賃貸人は、双海町上灘、●●さん、他4名。賃借人は、松山市枝松、●●共同企業体。申請地は、双海町上灘字●●、●●㎡、他5筆。合計●●㎡。転用目的は、工事用仮設架橋。権利の種類等は、賃借権です。

●●自動車道・●●IC~●●IC 間の高速道路 4 車線化事業のため、●●株式会社(●●)の発注の「●●自動車道●●工事」を施行するに当たり、工事用仮設桟橋設置場所として、農地を一時転用すべく本申請に至ったものです。

申請地は、双海町上灘地区に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種 農地と判断されます。 以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

なお、当該農地は農振農用地のため、10月の愛媛県農業会議常設審議委員会へ諮問することとなります。また、一時転用期間は許可日から令和●●年●●月●●日までとなっております。

以上、番号2から5までのご審議の程、よろしくお願いします。

#### 議長

それでは、番号5について、地元委員さん欠席のため事務局の説明をお願い します。

# 事務局

●●委員さんが欠席をされておりますが、高速道路工事の期間延長なので問題ないとのことでしたので、よろしくお願いいたします。

# 議長

ありがとうございます。番号2から番号5につきまして、委員の皆様からの 御質疑はございませんでしょうか。

#### (質疑なし)

#### 議長

無いようでしたら、番号2から番号5について賛成の農業委員さんは挙手を お願いします。

#### (承認)

#### 議長

ありがとうございます。番号2から番号5について承認いたします。

# 議案第61号

農地法第2条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業 委員会の承認を求める。

#### 事務局

# 番号1

議案説明書は、5 ページ、申請地説明図は、位置図が 10 ページ、現地写真は 11 ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、 $\oplus \oplus$  さん。土地所在地は、上野字 $\oplus \oplus$ 、畑、 $\oplus \oplus$  ㎡。

今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、耕作不便な土地で、 約20年前に農地としての管理を諦め、山林として管理するため、杉を植林した ものです。農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められ ているものであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

#### 議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

# ●● 推進委員

場所は11ページにあるように●●道と行道山のちょうど中間地点の高嶺になります。この辺りは、昭和40年代、あたり一面が開墾されてみかん畑が作られたところであります。●●さんもここでみかん栽培をされていましたが、20年程前からみかん栽培をやめられて、その時に杉を植えられたそうです。本来ならばその時に非農地の申請をされるべきであったのですが、この度、大洲に住んでいる息子さんから●●さんが高齢のため、非農地判断の手続きをされて今回の申請になりました。

#### 議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はご ざいませんでしょうか。

#### ●● 農業委員

確認だけいいですか。この行道山の近辺の南伊予の地区は割と道後平野土地 改良区の受益地になっている土地があるのですが、その辺の確認はされていま すか。非農地判断をされてからそのあとで確認して、もし受益地に入っていた ら決済金を納めて登記簿を変えるのか、その辺の流れを教えてほしいです。

#### 事務局

受益地ではないことをすでに確認してから非農地判断をしています。

#### ●● 農業委員

確認はされているということですね。

#### 議長

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。無いようでしたら、番 号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

#### (承認)

#### 議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

# 報告第23号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。 番号1について、事務局の説明をお願いします。

#### 事務局

# 番号1

譲渡人は、下吾川、●●さん。譲受人は、下吾川、●●、代表取締役●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、田、●●㎡。

転用目的は、分譲宅地で権利の種類は、所有権移転です。

# 議長

報告事項ですので次に進みます。

#### 報告第24号

農地の使用貸借解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。報告事項ですので、番号1について、事務局の説明をお願いします。

#### 事務局

今回1件の届出がありました。

# 1番

貸出人	下三谷	••	さん
借受人	上吾川	lacktriangle	さん
届出地	上吾川字●●	田	$lacktriangledown$ $m^2$
	同じく	田	$lacktriangledown$ $m^2$
解約事由	双方合意		

# 権利の種類等 基盤法 賃借権設定

#### 議長

報告事項ですので、次に進みます。

それでは、次回は10月31日(木曜日)午後1時30分から農業振興センターでの開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、 第16回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

# 事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、 委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後1時58分 閉会)

年 月 日

<b>議</b>	
議事録署名人	